

Lコース

法科大学院生教育研究賠償責任保険

(略称「法科賠」)

加入者のしおり

あなたはこの保険の加入者です。
あなたが他人にけがを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合、または人格権を侵害して法律上の損害賠償責任を負ったときのための保険です。
万一の事故に備え、ぜひご一読ください。

この保険は学生個人に対して保険証券を発行しておりません。
この冊子を保険証券の代わりとして大切に保管してくだサ～イ！



〈ご加入の覚え〉 学生ご本人がご記入ください

加入 年度	年度	保険 期間	年間
氏名			



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

ご加入者の皆様へ

本保険の内容および「被保険者（補償を受けることができる方）」である皆様の義務などについては、賠償責任保険普通保険約款等の各種の規定が適用されます。

この「しおり」は、保険証券の代わりとなります。万一の場合に備えて、ぜひご一読の上、お手元に保管してください。

<目 次>

I. 法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠）の概要（P1 ～ P4）

1. 保険期間
2. 保険の内容
3. 対象となる活動範囲
4. 補償の対象となる場合
5. 補償の対象とならない主な場合
6. 契約内容変更（退学、休学等）の手続き

II. 事故が起きたときの手続き（P4 ～ P5）

1. 事故発生から保険金が支払われるまで
2. 事故が起きたときの手続き

III. 重要事項説明書（P6 ～ P7）

1. 契約概要
2. 注意喚起情報

IV. 事故のときは（P8）

V. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）（P8）

この保険は公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」といいます。）を保険契約者とし、学生教育研究災害傷害保険の賛助会員校の法科大学院等に在籍する学生を被保険者とする学研災付帯賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は本協会が有します。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

I. 法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠）の概要

1. 保険期間

保険期間は、以下のいずれかです。

	保険始期 ^(※1)	保険終期 ^(※2)
4月入学生	4月1日午前0時から	その期間の終了する年度の3月31日午後12時まで
9月入学生	9月1日午前0時から	その期間の終了する年度の8月31日午後12時まで
10月入学生	10月1日午前0時から	その期間の終了する年度の9月30日午後12時まで

(※1) 教授会等において決議した保険加入日が上記の保険始期以降の時は、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。保険加入日は決議日時より遡ることはできません。

(※2) 2・3年間加入の場合です。1年間加入の場合は翌年の各保険終期までとなります。

2. 保険の内容

国内外において学生（被保険者）が、P2の「4. 補償の対象となる場合」に記載の事由により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

3. 対象となる活動範囲

支払限度額	対人・対物賠償 ^(※3)	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額 ^(※5) ：0円）
	人格権侵害補償 ^(※4)	損害賠償請求者1名当たり1,000万円限度（免責金額 ^(※5) ：0円）

(※3) 被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。

(※4) 保険期間中の支払限度額です。

(※5) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

<対人・対物賠償>

正課^(※6)・学校行事^(※7)・課外活動^(※8)（臨床法学実習^(※9)を含みます。）およびその往復^(※10)

<人格権侵害補償>

臨床法学実習に伴う不当行為（臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など）に起因する事故であれば、事故発生時ににおける活動は問いません。

(※6) 講義、実験、実習、演習または実技による授業をいい、次の活動を含みます。

- ①指導教員の指示に基づいて行う卒業論文研究または学位論文研究（ただし、専ら被保険者の私的生活に係る場所で行うものを除きます。）。
- ②指導教員の指示に基づいて行う授業の準備もしくは後始末または法科大学院等の授業を行う場所、図書館、資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動。

(※7) 法科大学院等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、法科大学院等が教育活動の一環として行う各種行事。

(※8) 法科大学院等の規則にのっとりした所定の手続きにより、**インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動**。ただし、法科大学院等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

(※9) 現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習および法学実習的要素を有する授業（現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。）を含みます。

(※10) 被保険者が法科大学院等の正課（臨床法学実習を含みます。）、学校行事または課外活動への参加を目的としてその住居^(※11)と活動場所となる施設の間（活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。）を合理的な経路および方法（法科大学院等が禁止した方法を除きます。）により移動することをいいます。原則として、合理的な経路を逸脱した場合（法科大学院等の正課（臨床法学実習を含みます。）、学校行事または課外活動への参加とは関係のない目的で合理的な経路をそれる場合）や、移動を中断した場合（移動とは関係のない行為を途中で行う場合）には、その間やその後の行為に起因する事故により被った損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。ただし、逸脱または中断が法科大学院等の正課（臨床法学実習を含みます。）、学校行事もしくは課外活動に必要な物品の購入またはこれに準じる行為のための必要最小限の行為である場合または日常生活上の必要最小限の行為である場合は、その逸脱または中断の間を除いた移動中の行為に起因する事故により被った損害賠償責任に対しては保険金をお支払いします。例えば以下のような行為です。

- ①授業に必要な教科書を購入する。
- ②惣菜等を購入する。
- ③独り暮らしの学生が食堂に立ち寄る。
- ④選挙の投票をする。

⑤病院や診療所で診察を受ける。

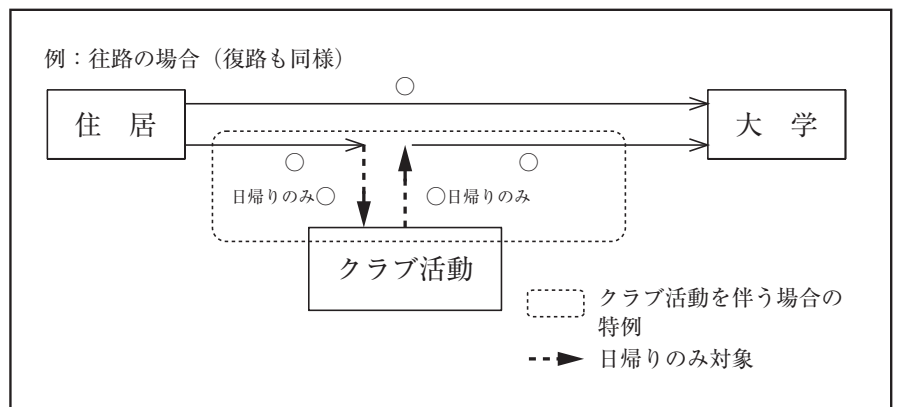
なお、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動^(※12)(大学が禁じているもの等は除きます。)に参加する場合、その住居^(※11)と活動場所となる施設の間を合理的な経路・方法により移動中も往復に含みます。

ただし、合理的な経路を逸脱・中断した時に降や、当該クラブ活動中の事故は補償の対象となりません。

(※11) 社会人入試を経て大学に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。

※「社会人入試」とは、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

(※12) 法科大学院等の規則にのっとりた所定の手続きにより承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動。ただし、課外活動並びに法科大学院等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。



4. 補償の対象となる場合

<対人・対物賠償>

(1) 次に掲げる事故により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせた場合、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させた場合に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったとき^(注)

ア. P1「3. 対象となる活動範囲」に定める活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故（施設賠償責任保険）

イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および、被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動^(P1※8)の成果物（薬剤を含み、以下「生産物」といいます。）に起因する事故（生産物賠償責任保険）

(注) スポーツ中に結果として相手にケガを負わせた場合、その原因が競技のルールに照らして社会的に容認される範囲内の行為については、通常、違法性がないとされ、加害者は法律上の損害賠償責任を負いません。

(2) 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

<人格権侵害補償>

臨床法学実習に伴う不当な身体の拘束または口頭、文書、図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害（以下「人格権侵害」といいます。）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合

なお、不当行為が保険期間中に行われた場合に限りです。

<お支払いする保険金の種類>

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金のお支払方法>

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額（受託者賠償の場合、受託物の時価）を限度に保険金をお支払いします。

②から⑤までの費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

<補償の対象となる事故例>

◇正課のため自宅から自転車で法科大学院に行く途中、誤って人にぶつかりけがを負わせた。



◇学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。



◇臨床法学実習（正課）の体験談を、依頼人の氏名を伏せて自分のHPに掲載したが、個人が特定できるとして、当該依頼人からプライバシー侵害で訴えられた。



5. 補償の対象とならない主な場合

詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財) 日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

<共通>

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤排水または排気起因する賠償責任
- ⑥核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
- ⑦被保険者が行う次の行為に起因する損害
 - ・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - ・薬品の調剤、投与、販売または供給
 - ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術師、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 等

<施設賠償責任保険>

- ①自動車^(※13)、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
 - ②汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、かつ、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
 - ③石綿、石綿の代替物質の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等
- (※13) 自動二輪（バイク）を含む。

<生産物賠償責任保険>

- ①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害
- ②生産物自体の損壊または使用不能による損害
- ③日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟
- ④汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、かつ、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
- ⑤石綿、石綿の代替物質の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

<受託者賠償責任保険>

- ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ③自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き草、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐欺
- ④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
- ⑤給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいつ出またはスプリングラーからの内容物の漏出もしくはいつ出による損害
- ⑥受託物の使用不能に起因する損害 等

<人格権侵害担保特約>

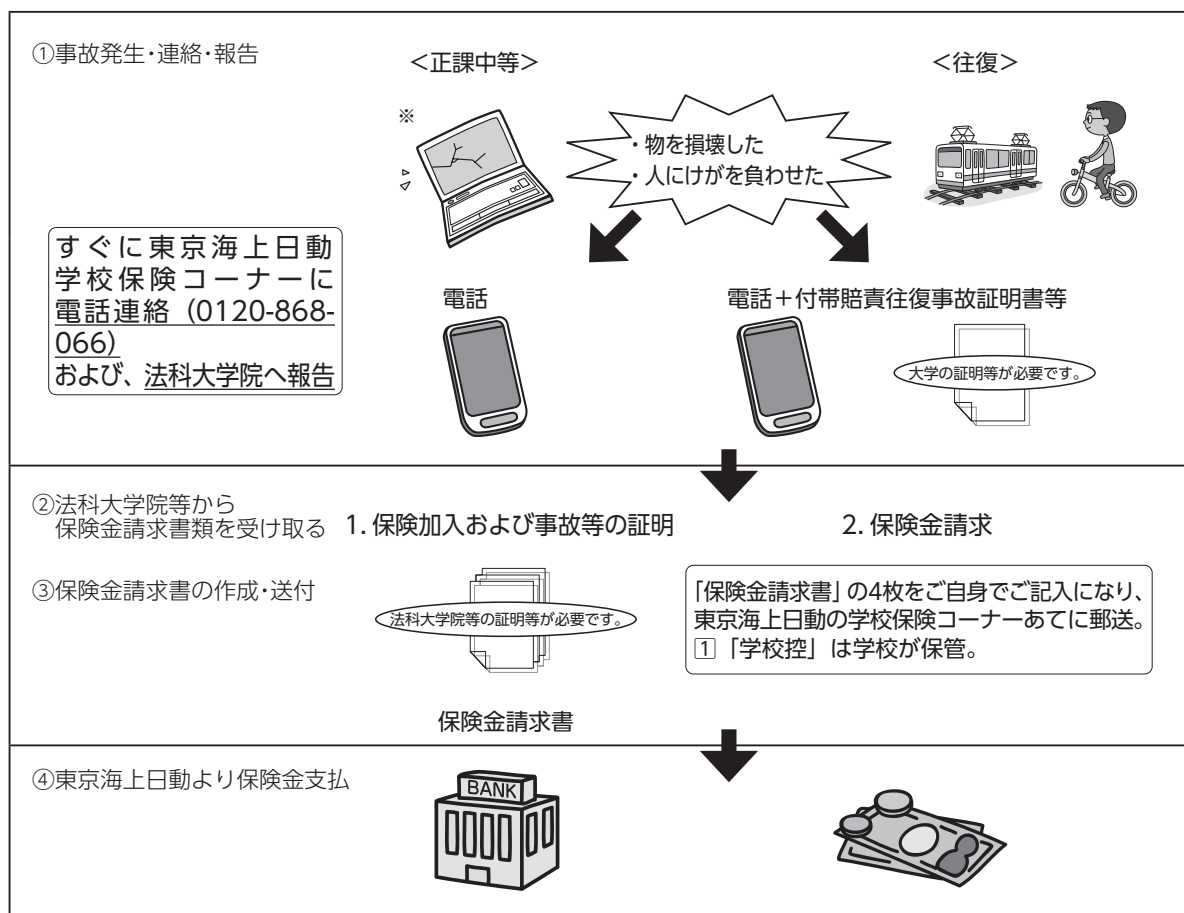
- ①保険期間開始前に行われていた不当行為（複数回行われた場合はその初回を指します。）に起因する損害
- ②広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害
- ③依頼人を含む第三者の経済的信用の侵害（いわゆる信用毀損）に起因する損害 等

6. 契約内容変更（退学、休学等）の手続き

- (1) 2年以上の期間の保険料をまとめて法科大学院等へ払い込んだ方が次に該当するときは、保険料が一部返還されることがあります(*14)。
お手続き方法は各法科大学院等により異なりますので、在籍する法科大学院等の担当窓口へお問い合わせください。
- ①退学する場合
 - ②保険期間中に通算して1年以上休学（留学を含みます。）した場合
 - ③学部、学科等を変更する場合
- (2) 休学、留年等の理由で所定の修業年限が延長される場合は、当初の加入期間が終了した時点で、延長期間分につき新たな加入手続きが必要となります。詳細は各法科大学院等により異なりますので、在籍する法科大学院の担当窓口へお問い合わせください。
- (※ 14) 保険料返還にかかる振込手数料は被保険者負担となります。

Ⅱ. 事故が起きたときの手続き

1. 事故発生から保険金が支払われるまで



※コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は法科賠の対象とはなりません。

2. 事故が起きたときの手続き

(1) この保険の対象になると思われる事故が発生したときは、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナー(☎0120-868-066(フリーダイヤル))まで分かる範囲で以下の内容をご連絡ください。

- ・自分の氏名、年齢、在籍する法科大学院等名
- ・事故発生日、時刻
- ・事故の発生場所
- ・被害者の氏名、年齢
- ・事故の原因
- ・被害(傷害、損壊等)の程度

日本国外での事故の場合も電話でご連絡ください。なお、その場合はコレクトコールをご利用いただけます。学生本人の連絡が困難な場合は、日本国内の代理人を介してご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

また、学生は事故を起こしたこと、および、東京海上日動の学校保険コーナーへ上記連絡を行ったことを法科大学院等の担当窓口(学生課・学生支援課・保健センター等)へ報告してください。また、人格権侵害事故の場合には、その被害者に関わる事案等を教材として取り扱った担当教員や実習担当弁護士等にも、同様の報告を行ってください。

被害者との示談等については、事故を起こした学生自身が行うことになりますが(*1)、特に人格権侵害事故の場合には、法科大学院や実習担当弁護士等との共同不法行為を形成することが多いと考えられることから、学生は、保険金請求手続や被害者対応といった事故対応全体を通じ、法科大学院並びに実習担当弁護士等と十分な連携を図っていくことが重要となります。

(※1) 賠償金額は、被害者の過失割合や他の当事者の責任割合等を勘案して決定されます。

賠償事故は、一般的に加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては、事前に東京海上日動の学校保険コーナーと十分にご相談ください。

(2) 法科大学院等の担当窓口で以下の書類を受け取り、必要事項を記入の上、必要な証明を受けてください。

- ①保険金請求書(兼事故証明書)
- ②付帯賠償往復事故証明書(往復での事故の場合)

(3) 東京海上日動の学校保険コーナーへ前記2①②の書類を提出してください。

※学生(被保険者)が未成年の場合は、保険金の請求は原則として親権者が行います。

(4) 引受保険会社は保険金の支払いを行います。

(重要) 保険金の支払い後、保険会社は本協会に保険金支払いの連絡を行い、本協会はそれを基に保険金支払報告書を法科大学院等へ送付し、引受保険会社、法科大学院等および本協会の三者で当該事故の保険金支払状況等の情報を共有しますので、あらかじめご承知おきください。

(ご注意) 被保険者に対して直接引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、被保険者が被害者に対して既に損害賠償金を支払っている場合などに限られます。詳しくは後記<保険金請求の際のご注意>をご覧ください。

<示談交渉サービスについて>

示談交渉サービスは行いません:この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の学校保険コーナーからの助言に基づき、学生(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ①他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

Ⅲ. 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

- ・契約概要は、ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。必ずお読みください。
 - ・注意喚起情報は、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。必ずお読みください。
 - ・この文書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については在籍する大学の担当窓口(学生課・学生支援課・保健センター等)までお問い合わせください。
- ※加入者証などは発行されませんのでこの「しおり」、「法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称「法科賠」)のごあんない」等、加入内容が分かるものを保管くださるようお願いいたします。

1. 契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員である法科大学院等に在籍する学生を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。

(2) 補償内容・保険期間(保険のご契約期間)

- ①主な支払事由(補償の対象となる場合)、お支払いする保険金、②主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)、③保険期間などについては、P1～P3をご参照ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(支払限度額等)についての詳細はP1をご参照ください。

2. 保険料

保険料はご加入いただくご契約期間によって決定されます。保険料については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されているごあんないにてご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 注意喚起情報

1. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項(*1)をお申し出いただく義務があります。

- ・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(補償を受けることができる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

(※1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。

2. ご加入後における留意事項(変更事項の通知等)

退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等についてはP4～P5をご参照ください。

3. 保険開始日

P1をご参照ください。

4. 主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)等

P3をご参照ください。

5. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*2))またはマンション管理

組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

(※2) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

6. 個人情報の取扱いについて

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会

等と共同して利用すること

- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を

図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

東京海上日動火災保険(株)：www.tokiomarine-nichido.co.jp
個人情報、所属大学が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険（株）へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

IV. 事故のときは

法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠）について

この保険で対象となる事故が生じた場合には、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナー
☎0120-868-066（フリーダイヤル）まで下記の内容をご連絡ください。

- ・自分の氏名、年齢、在籍する法科大学院等の名前

・被害者の氏名、年齢

・事故の発生日、時刻
- ・事故の原因

・事故の発生場所

・被害（傷害、損壊等）の程度

また、法科大学院の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へ事故を起こしたことを通知し、引
受保険会社へ上記内容を連絡したことを報告してください。

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
保険に関するご意見・ご相談は ※加入状況・契約内容変更についてはまずは学校窓口へご 連絡ください。 (引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 公務第二部 文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4 ☎0120-587-050（フリーダイヤル） 事故のご連絡・ご相談は 東京海上日動学校保険コーナー ☎0120-868-066（フリーダイヤル） ※学校保険コーナーにつながりますので、大学ごとの担当学校保 険コーナーから折り返しご連絡することがあります。 受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は除く）	東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁 長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない 場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)  0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日9:15～17:00 (土・日・祝日・年末年始は除く)

V. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）

東京海上日動事業所	事業所所在地
東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第三チーム（学校保険コーナー） フリーダイヤル 0120-868-066	〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険(株)はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保
険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険(株)にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ
た場合
- ・被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

加入内容・加入確認・諸手続等についてのお問い合わせは、
在籍する法科大学院等の担当窓口（学生課・学生支援課・
保健センター等）へお願いします。

発行者 公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

TEL : 03-5454-5275

<https://www.jees.or.jp/>

令和 7 年 10 月作成

もし事故を
起こしたら…

保険金請求手続きについて

………下記手順で手続きしてくださ～イ………



- ☒ 事故の発生を、保険会社（東京海上日動）の学校保険コーナー（0120-868-066）に電話で連絡する。



- ☒ 大学へ事故の発生を報告する。



- ☒ 写真や修理明細等、東京海上日動指定の証拠書類を準備する。



- ☒ 大学から保険金請求書を入手する。



- ☒ 保険金請求書（大学で証明欄に記載をしたもの）を東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に送付する。

※送付先はP8をご参照ください。



- ☒ 東京海上日動から保険金が支払われる。